

玉東町告示第60号

玉東町が移動し、及び保管した放置自転車等の詳細については、玉東町放置自転車等対策条例第4条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和2年6月2日

玉東町長 前田 移津 行



(1) 移動し、及び保管した自転車等(以下「保管自転車等」という。)が放置されていた場所

ア 木葉駅 歩道橋下南側駐輪場

(2) 保管自転車等を移動し、及び保管した日  
令和2年5月27日

(3) 保管自転車等を保管した理由  
駐輪場に長期間放置してあったため。

(4) 保管自転車等の返還の方法

ア 自転車等返還申請書・受領書(様式第3号)を記入し、住所氏名が分かる書類を添付し、玉東町役場総務課に返還の申し出をする。

イ 返還の時間は午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜、日曜、祝日、年末年始は返還できない。

(5) その他

保管場所	玉東町役場
保管自転車等台数	自転車 2台

# 保管自転車等一覧

整理番号	放置場所	保管年月日	種別	防犯登録		原付標識番号	車体番号	所有者情報			その他	
				県名	番号			氏名	住所	電話番号		
46	駅南駐輪場	令和2年5月27日	自転車	熊本県	C27602							
47	駅南駐輪場	令和2年5月27日	自転車	熊本県	せ14254							